

調布市における自然災害が予期される場合の保育施設等の対応についての基準

※アンダーラインが前基準からの変更箇所です

1 園が所在する場所に対し、気象に関する避難情報等が発令された場合の対応基準（表1）

避難勧告等の警戒レベル (市の発令)		発令時刻・対応	
		午前7時以前	午前7時以降
5	<u>緊急安全確保</u>	発令時刻を問わず、終日休園とする。	
4	<u>避難指示</u>	休園	休園とする。 在園児がある場合は、所定の避難場所への避難を最優先する。避難後は、避難場所で園児を引き渡す。
3	<u>高齢者等避難</u>	休園	調布市保育課に連絡のうえで、降園を基本とする。 その後の気象状況、被災状況、園の立地場所、周辺の道路状況等、各園の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営が困難と判断した場合は、調布市保育課に連絡のうえで、降園の措置を取る。 ただし、園周辺の状況により緊急を要する場合は、所定の避難場所への誘導を最優先し、避難場所で保護者への引き渡しを行う。

2 京王線の計画運休が発表された場合の対応基準（表2）

発表時期	対応
午前7時以前	休園とする。
午前7時以降	降園を基本とし、（表1）の対応に準じる。

※以上の内容をもとに、最終的に市が判断し、各施設に連絡します。